

国立大学法人東京学芸大学固定資産の減損に係る取扱要項の一部を改正する要項を次のように制定する。

平成 26年 4月 23日

国立大学法人東京学芸大学長

出 口 利 定

国立大学法人東京学芸大学固定資産の減損に係る取扱要項の一部を改正する要項

国立大学法人東京学芸大学固定資産の減損に係る取扱要項(平成18年4月1日制定)の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学固定資産の減損に係る取扱要項の一部改正について

改正理由：組織変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(委員会)</p> <p>第8条 本学固定資産の減損の認識を判断するため、学内に減損判定委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。</p> <p>2 委員会は<u>財務施設部長、財務課長、施設課長</u>及び関係各課長より構成するものとし、委員長は<u>財務施設部長</u>とする。</p> <p>3 委員会は毎事業年度の1回に開催するものとし、委員長は必要と認めた場合は臨時に開催できるものとする。</p> <p>4 第4条で規定する調査の結果に基づき、減損の兆候の有無及び減損の認識について関係部局より事情聴取し、必要と認めた場合には再調査を行うものとする。</p> <p>5 委員会は減損を認識したときは、資産管理役の承認を受けた後、速やかに学長へ報告するものとし、併せて関係部局に通知するとともに<u>財務施設部</u>に対し減損の測定及び会計処理について指示を行うものとする。</p> <p>6 委員会の庶務は、<u>財務施設部</u>財務課が行うものとする。</p> <p>第9条 減損を認識された固定資産に係る会計処理は、第7の規定により<u>財務施設部</u>において処理するものとし、財務諸表上の科目において整理記帳するものとする。</p> <p>[省略]</p> <p>附 則</p> <p><u>この要項は、平成 26 年 4 月 23 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(委員会)</p> <p>第8条 本学固定資産の減損の認識を判断するため、学内に減損判定委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。</p> <p>2 委員会は<u>総務部長、財務部長、施設マネジメント部長</u>及び関係各課長より構成するものとし、委員長は<u>財務部長</u>とする。</p> <p>3 委員会は毎事業年度の1回に開催するものとし、委員長は必要と認めた場合は臨時に開催できるものとする。</p> <p>4 第4条で規定する調査の結果に基づき、減損の兆候の有無及び減損の認識について関係部局より事情聴取し、必要と認めた場合には再調査を行うものとする。</p> <p>5 委員会は減損を認識したときは、資産管理役の承認を受けた後、速やかに学長へ報告するものとし、併せて関係部局に通知するとともに<u>財務部</u>に対し減損の測定及び会計処理について指示を行うものとする。</p> <p>6 委員会の庶務は、<u>財務部</u>財務課が行うものとする。</p> <p>第9条 減損を認識された固定資産に係る会計処理は、第7の規定により<u>財務部</u>において処理するものとし、財務諸表上の科目において整理記帳するものとする。</p> <p>[省略]</p>